

—独立行政法人造幣局—

国から承継した貴金属の売却等に係る額等の国庫納付について(独立行政法人造幣局理事長宛て)

国から承継した貴金属の売却等に係る額等のうち

不要財産と認められる額(収入支出外) 21億2400万円

1 国から承継した資産の概要等

(1) 承継資産の概要

独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）は、独立行政法人造幣局法（平成14年法律第40号。以下「造幣局法」という。）に基づき、平成15年4月に、貨幣、勲章、金属工芸品等の製造等の業務を行うことを目的として設立された独立行政法人であり、業務を確実に実施するための財産的基礎として、国が有する権利及び義務のうち財務省造幣局の事務に関する権利及び義務の一部を承継している。そして、承継した権利に係る財産のうち、金属工芸品等の材料である地金等の承継時の帳簿価額は102億6221万余円、庁舎、工場、倉庫等の建物の承継時の帳簿価額は203億8717万円となっている。

(2) 金属工芸品の製造及び販売

造幣局は、新技術の実用化・工業化や偽造防止技術を始めとする貨幣製造技術の維持・向上等のため、承継した地金等のうち金、銀、白金及びパラジウム（以下、これらの4種類の貴金属を合わせて「承継貴金属」という。）を材料に使用して、メダル等の金属工芸品を製造し、販売している。

(3) 不要財産の国庫納付

22年5月に、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）が改正され、独立行政法人が保有している重要な財産であって、主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならないこととされ、不要財産であって政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて国庫に納付することとなった。

(4) 各年度における積立金の算定と中期目標期間の終了に伴う積立金の国庫納付

独立行政法人の利益及び損失の処理については、通則法第44条第1項において、毎年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないことなどとされている。そして、造幣局は、造幣局法第15条等の規定に基づき、中期目標期間の最終年度において上記による積立金の整理を行った後、積立金がある場合には、その2分の1の額を国庫に納付しなければならないなどとされている。

2 本院の検査結果

造幣局が保有している国から承継した資産を対象として、造幣局本局及び東京支局において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 承継貴金属の売却等に係る額について

造幣局は、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月閣議決定）を受けて民間と競合する金属工芸品の製造から撤退したことなどから、その製造数量は、15年度において72,796個であったものが、22年度においては17,971個と縮小傾向にある。造幣局は、このような傾向の中で、承継貴金属について、効率的な業務運営に資するなどのため在庫量の見直しは行っているものの、会計実地検査時点において、金属工芸品の製造に係る業務を確実に実施していく上での必要量の検討までは行っていなかった。

そこで、15年度期首から22年度期末までの承継貴金属の使用状況をみたところ、金属工芸品として販売したり在庫量の見直しのために売却したりするなどして、22年度期末における承継貴金属の在庫量は15年度期首に比べて減少していた。そして、これらの売却等に係る収入額（以下「売却等収入額」という。）は33億8070万余円となっており、このうち、造幣局法第15条等の規定に基づき第1期中期目標期間（15年4月から20年3月まで）の終了に伴い国庫に納付されている額等を除くと、28億7369万余円が造幣局に留保されていることになる。

造幣局は、上記の留保されている額について、売却等をした承継貴金属を補充するための額に充てるとしていた。そこで、造幣局に対して、貴金属の種類ごとに、金属工芸品の製造に係る業務を確実に実施する上で必要となる量の検討及びその結果の報告を求め、その内容を確認したところ、計3,813kgの貴金属を補充する必要があることが判明した。したがって、その貴金属を補充するための額（以下「必要購入資金額」という。）7億6005万余円と上記の留保されている額28億7369万余円との差額21億1364万余円から売却等の際に造幣局が負担した費用を控除した額は、不要財産であると認められる。

(2) 建物等の移転補償に係る額について

造幣局は、東京支局が管理している国から承継した資産である建物のうち7棟及び工作物等について、東京都豊島区が行う道路整備事業用地の取得に支障となるとして、22年4月に、同区と移転補償契約を締結し、1億0154万余円の収入を得ている。そして、造幣局は、上記の移転補償契約による収入は不要財産の譲渡により生じた収入ではないとして国庫に納付していなかった。

しかし、造幣局は、前記の建物7棟のうち、福利厚生施設であった2棟の建物については、今後、再建築しないこととしていて、当該2棟に係る1035万余円から移転補償の手続の際に造幣局が負担した費用を控除した額は、不要財産であると認められる。

以上のように、造幣局において、必要購入資金額以上に前記の留保されている額を保有しているのに、この差額を不要財産として国庫に納付していなかったり、再建築しないこととしている建物の移転補償に係る額を国庫に納付していなかったりしている事態は適切とは認められず、改善を図る要があると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、各独立行政法人が幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことを掲げており、また、不要と認められるものは速やかに国庫に納付することなどを求めている。

造幣局においても、中期計画等に基づき、効率的な業務運営に努めているところであるが、保有している資産、特に承継貴金属については、金属工芸品の製造数量の減少が今後も予想されることから、更に不要財産と認められるものが発生する可能性がある。

そして、造幣局は、前記の事態についての本院の指摘に基づき、白金及びパラジウム計277kgの売却に係る8億6850万余円を23年7月に国庫に納付している。

ついては、造幣局において、承継貴金属の売却等収入額から上記の国庫納付額、必要購入資金額等を控除した額12億4514万余円及び再建築しないこととしている建物の移転補償に係る額1035万余円のそれぞれから造幣局が負担した費用を控除した額を不要財産として国庫に納付するとともに、前記通則法の改正の趣旨を踏まえて、必要購入資金額等の見直しを行う体制を整備するよう、改善の処置を要求する。